

香川県最低賃金

働く人も、雇う人も、

確認を忘れずに 



「最低賃金制度」は、
働くすべての人に賃金の最低額（最低賃金額）を保障する制度のことです！

年齢やパート・学生アルバイトなどの働き方の違いにかかわらず、すべての労働者に適用されます。

令和7(2025)年10月18日から

時間額

1,036円

前年比

66円UP



賃金引き上げの支援策

香川労働局は事業主の皆様の賃上げを支援しています！

香川労働局は、生産性向上（設備・人への投資等）や、非正規雇用労働者の処遇改善、より高い処遇への労働移動等を通じ、労働市場全体の「賃上げ」を支援しています。

生産性向上（設備・人への投資等） 非正規雇用労働者の 処遇改善 より高い処遇への労働移動等

- ・業務改善助成金
(令和7年9月から制度を拡充！)
- ・働き方改革推進支援助成金
- ・人材開発支援助成金
- ・人材確保等支援助成金
(雇用管理制度・雇用環境整備助成コース)

- ・キャリアアップ助成金
(正社員化コース、賃金規定等改定コース)

- ・早期再就職支援等助成金
(雇入れ支援コース、中途採用拡大コース)
- ・特定求職者雇用開発助成金
(成長分野等人材確保・育成コース)
- ・産業雇用安定助成金
(スキルアップ支援コース)

香川労働局
公式キャラクター
「オリビィ」



✓ 支援策の詳細はHPをチェック

厚生労働省HP「賃上げ」支援助成金パッケージ
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/package_00007.html



助成金の申請等についてはこちら
香川労働局助成金センター
高松市サンポート2-1
高松シンボルタワー タワー棟12階
電話：087-823-0505

最低賃金との比較方法

香川県最低賃金
(時間額 1,036円)

確認したい賃金を時間額(※1)にして、最低賃金額(時間額)と比較しよう。

1 時間給の場合	$\frac{\text{時間給}}{\text{円}} \geq \frac{\text{最低賃金額(時間額)}}{1,036 \text{ 円}}$
2 日給の場合	$\frac{\text{日給}}{\text{円}} \div \frac{\text{1日の所定労働時間}}{\text{時間}} = \frac{\text{時間額}}{\text{円}} \geq \frac{\text{最低賃金額(時間額)}}{1,036 \text{ 円}}$
3 月給の場合	$\frac{\text{月給}}{\text{円}} \div \frac{\text{1か月の平均所定労働時間}}{\text{時間}} = \frac{\text{時間額}}{\text{円}} \geq \frac{\text{最低賃金額(時間額)}}{1,036 \text{ 円}}$

- 4 上記 1, 2, 3 が 組み合わせられている場合
- 例えば、基本給が日給で各手当(職務手当など)が月給の場合
- ① 基本給(日給)→2の計算で時間額を出す
 - ② 各手当(月給)→3の計算で時間額を出す
 - ③ ①と②を合計した額≧最低賃金額(時間額)

(※1) 最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。①臨時に支払われる賃金(結婚手当など) ②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など) ③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など) ④所定労働日以外の日(休日)の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など) ⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など) ⑥精算手当、通勤手当および家族手当

